

◇ 誤請求事例 ◇

処置料

消炎鎮痛等処置（器具）を3部位に行っていますが、部位ごとに算定していません

指定病院 等の番号		病院等 の名称	
--------------	--	------------	--

帳票種別 3 4 7 0 3	修正項目番号	①新継再別 1 初診 3 転医 5 継続 7 再発 5	②転帰事由 1 退院 3 継続 5 転医 7 中止 9 死亡 3	③支払額
④労働保険番号	⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由	⑨決定年月日
⑩療養期間	⑪診療実日数	⑫処理区分	⑬合計額	
⑭修正欄				

診療費

労働者の氏名	(49 歳)	傷病の部位及び傷病名	右足第5指末節骨折 左大腿部打撲 右手関節捻挫
事業の名称		傷病の経過	上記傷病に対し、それぞれに消炎鎮痛等処置を行っている。
事業場の所在地	都府道 郡市区市		

請求内容

診療内容	点数(点)	診療内容	金額	摘要
⑪初診	1. 請求内容と正しい算定			
⑫再診				
⑬指導				
⑭在宅				
⑯投薬				
⑰注射				
⑱処置				
⑲手術				
⑳検査				
㉑画像				
㉒その他				
小計	点	円		

◎ 負傷に対する消炎鎮痛等処置（器具等によるもの）を3部位に行っていますが、健保の取扱いにより主たる療法の点数のみを算定しています。

◎ 労災では、同一日に異なる部位に消炎鎮痛等処置（器具等によるもの）を行った場合は、負傷にあっては受傷部位ごとに3部位を限度に算定することができます。
事例の場合、次のように算定します。

消炎鎮痛等処置（器具）右足第5指	(35 × 1.5) × 7
消炎鎮痛等処置（器具）左大腿部	(35 × 1.5) × 7
消炎鎮痛等処置（器具）右手関節	(35 × 1.5) × 7

2. 労災特掲料金

◎ 介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射を同一日に異なる部位に行った場合は、1日につき合わせて負傷にあっては受傷部位ごとに3部位を限度とし、また、疾病にあっては3局所を限度とし算定できます。

40 *消炎鎮痛等処置（器具） 右足第5指・左大腿・右手関節 (35 × 1.5)	53 × 7
---	--------

(入院外用)